

学力に関する証明書 発行願

一橋大学長殿

申請日： 年 月 日

1	ふりがな				在学時 氏名	【異なる場合のみ記入】
	氏名					☐ 在学時氏名での発行希望
						☐ 新姓での発行希望 ※注①
2	生年月日	昭和 ・ 平成 ・ 西暦 年 月 日生				
3	卒業学部等	☐ 商 ☐ 経済 ☐ 法 ☐ 社会 ☐ SDS			☐ 学部生 ☐ 交流学生 ☐ 聴講生	
		()研究科			☐ 修士課程 ☐ 博士課程	
4	学籍番号	【記憶されている場合のみ記入】				
5	入学年月	昭和 ・ 平成 ・ 令和 ・ 西暦 年 月 入学				☐ 転学部 ☐ 学士入学
6	卒業年月	昭和 ・ 平成 ・ 令和 ・ 西暦 年 月				☐ 卒業・修了 ☐ 退学 ☐ 除籍
7	現住所	〒 —				
8	電話番号	【平日の日中に必ず連絡の取れる番号を記入】 — —				
9	メールアドレス	@				
10	申請免許※注②	☐ 学力に関する証明書発行の際の下記【注意事項】を確認し、内容に同意します。				
		◆教職課程における学力に関する証明書を希望する方は根拠法令に○印をしてください。 ※注③ 新法【平成 28(2016)年改正法】 ・ 旧法【平成 10(1998)年改正法】 ・ 旧々法【昭和 63(1988)年改正法】 ・ 旧々々法【昭和 29 年改正法】				
		免許種(該当に○印)		免許教科(該当に○印)※注④		必要数内訳
		中 ・ 高	一種 ・ 専修	社会 ・ 地理歴史 ・ 公民 ・ 数学 ・ 英語 ・ 商業		通
		中 ・ 高	一種 ・ 専修	社会 ・ 地理歴史 ・ 公民 ・ 数学 ・ 英語 ・ 商業		通
		中 ・ 高	一種 ・ 専修	社会 ・ 地理歴史 ・ 公民 ・ 数学 ・ 英語 ・ 商業		通
		利用目的(提出先)※注⑤		免許状発行のため(教育委員会)		
		その他理由()、提出先()				
11	厳封 ※注⑥	☐ 不要				
		☐ 必要	☐ 証明書を一通ずつ			
			☐ その他【具体的に記入】			
12	証明書の受取	☐ 教務課窓口			☐ 代理申請【委任状等が必要】 ※注⑦	
		☐ 郵送 ☐ 海外直送希望				
13	備考					

【注意事項】

- この証明書は「成績証明書」ではありません。
- 証明書の発行手数料は無料です。
- ※注① 改姓され新姓での発行をご希望の方は、初回のみ【氏名等変更届】と3ヶ月以内発行の【戸籍抄本】の提出が必要です。
- ※注② 「学力に関する証明書」とは、教育委員会へ教員免許状を申請する場合等に使用する証明書です。発行までには3週間程の日数がかかります。
- ※注③ 「学力に関する証明書」は入学時に施行されていた免許法に従い「旧法」、「旧々法」、「旧々々法」で証明する場合と、現在の免許法の「新法」で証明する場合があります。在籍時の法律が現行の「新法」で証明するかは必ず申請先の教育委員会に確認のうえ申請してください。
- ※注④ 高等学校一種免許状(商業)、中学校一種免許状(英語)、高等学校一種免許状(英語)の取得に必要な「学力に関する証明書」を申し込みされる場合は個人情報 報の取扱いに関する同意書をご提出いただく場合があります。該当する場合は発行願に記載の電話番号またはメールアドレスに手続き方法について教務課 教職担当からご連絡いたします。
- ※注⑤ 提出先から、本証明書の発行について事実確認の問い合わせ等がされた場合は、連絡することなく応答します。
- ※注⑥ 厳封とは、大学の公用封筒に公印を押印し密封することです。
- ※注⑦ 発行手続きを他者に委任される場合は、【証明書発行願】【委任状】【委任者の身分証明書コピー】【代理人の身分証明書コピー】を併せて提出して ください。身分証明書とは、運転免許証、パスポート、健康保険証、一橋大学発行の学生証などです。
- ※注⑧ 記入いただいた個人情報は証明書発行に関する業務にのみ使用します。